

大津市に のぼり旗を届け出 “地元的意思表示”という公共目的を確認のうえ

まち連だより



6月号

仰木の里まちづくり連合協議会(以下、まち連)が、各自治会協力のもと仰木の里地域で掲出している「のぼり旗」について、「幸福の科学学園関西校保護者の会」と称する団体が、2013年4月、これらを撤去するよう大津市に要求していたことがわかりました。しかしながら、大津市屋外広告物条例(以下、屋外広告物条例)上、「のぼり旗」「ボード」は許可が必要な規制対象ではないことが改めて確認されました。加えて「市長が認めた公共的団体が公共的目的をもって表示する掲示物は掲示規制対象とならない」という同条例第8条5項の適用対象であることも確認され、届出書類一式が6月19日に受理されましたのでご報告いたします。今回の協議では、下記の3点が確認されています。

- のぼり・ボードは、大きさや設置方法、掲出主体などの観点からは、そもそも条例の規制対象であるかどうか不明確であるところ、今回の大津市との協議により明確化した。
- まち連のこれまでの活動実績等に鑑み、「市長が認めた公共的団体が公共的目的をもって表示していること」を大津市と確認。
- 届け出日(6月19日)以前からののぼりがあった状態については、掲出物(のぼり)についての判断期間だったため、特段の問題はないこと。

幸福の科学学園の仰木の里への進出を容認できない理由は？

～のぼり旗・ボード掲出の理由を振り返る～

幸福の科学学園の林副理事長は2011年の「教育事業成功大会」において、関西校の反対運動について「のぼりを立てているのはごくわずかで、不動産屋ののぼりの方が目立っている」と述べていました。8割もの住民が建設に反対している事実を、過小に歪曲し全国の不特定多数の信者に発信され、その後、学園の生徒や保護者には、仰木の里の現状をどう説明されているのでしょうか。学園はかつて「理解されるまで説明会を行います」と約束しましたが、その後住民の要請には一切応じていません。

のぼりは、住民の気持ちを率直に表現しているものです。問題は、「幸福の科学学園が地元で行った行動について住民は納得していない」ということであって、のぼりを下せば解決するものではありません。

不誠実な対応によって、増大した不安や不信から、意思の表れとして増えたのぼり旗は、幸福の科学学園とその母体である幸福の科学グループに対する住民の主張であって、決して、生徒や保護者個人に向けられたものではありません。「断固反対 幸福の科学グループ進出」「容認できません 幸福の科学学園進出」というのぼりは、公共的団体が公共的目的をもって掲げているということが、今回の屋外広告物条例の届け出からも確認されました。



大津市屋外広告物条例の規定によれば、著しい破損がみられる掲出物は、景観を損ねるなどの理由から撤去、修復が必要とされています。同条例遵守のため、まち連より修復などの依頼をさせていただくことがありますが、引き続き、ご協力のほど、よろしくお願いたします。

穏やかな仰木の里を守るために のぼりを掲出しています。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

頂いたご意見やご質問を、弁護団やまち連、仰木の里自治連合会からの回答を交えてお伝えします。



学園が開校しているということは、裁判はもう終わったのでしょうか。



裁判は、大津市と民間確認機関を相手として、現在も継続しています。建物の「建築確認」に関する疑義を明らかにするためのものです。違法があれば、建物の除却等を大津市に対して求めています。大津地裁で判決が出るには、まだ1年位はかかると思われまね。



学校認可の際の知事のコメントをニュースで見ました。なにか出来ることはないのでしょうか？



仰木の里自治連合会では、6月4日嘉田知事宛に「幸福の科学学園に対する要請」という文書を提出しています。1.滋賀県同席のもとでの学園説明会の開催 2.学園の調査 などが主な内容です。現在返答を待っているところです。



先日学園では、イベントがあったのでしょうか？朝から音楽が鳴り、道路も渋滞していて驚きました。



6月2日には「運動会」が行われていたようです。まち連では、学園に対し6月5日付で要望書を提出していますが現在まで返信はありません。なお、大津市市民部にも同様の文書を提出しています。



他にも「宗教法人が学校を使用した活動はしないように申し入れて欲しい」、「たくさんの信者が押し寄せているのを、おごと温泉駅で見かけ、不安になった(2月末の落慶式)」等のご意見を頂きました。皆様から頂いたご意見やご不安は、今後の活動に役立たせていただきます。

大津市主催の「いじめ防止啓発月間市民フォーラム」が堅田で開催 地域で子供を見守る

2013年6月15日、堅田の北部地域文化センターにて開催された市民フォーラムで、いじめ防止に関する基調講演とパネルディスカッションが行われました。これは2013年4月から施行された「いじめ防止に関する条例」を社会全体で推進するための啓発・情報交換を目的に、大津市が主催したものです。

パネルディスカッションでは、越大津市長も登壇し、専門家・大津市PTA代表との意見交換の中で、「条例を定めただけでは、いじめ問題の解決にはならない」と前置きした上で、大津市としていじめ対策推進室を設立し、専門相談調査員を配置していること、学校等に定期的に出向いて子供との距離を縮める努力をし、子供が相談できる雰囲気づくりに努める、との思いを説明しました。

また、同席した専門家からは、子供の親だけでなく、地域が子供を育てるとの観点で、地域の協力も得ながらいじめを許さない雰囲気をつくるのが大切との意見もありました。今回のフォーラムは大津市のいじめ防止に対する現在の取り組みを知ると共に、地域としての貢献の方法を考えさせられるフォーラムでした。まち連だよりでは、今後、このような大津市の取り組みも紹介していきたいと考えています。

裁判日程のお知らせ

日時:2013年 7月4日 11時より
7月11日 10時半より (いずれも30分前にお集まりください)
場所: 大津地方裁判所にて 一般傍聴に、是非ご参加ください。

